

岩手県告示第 127 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 21 年 2 月 10 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 340 号
- 2 供用開始の区間 下閉伊郡川井村大字小国第 2 地割字中沢 15 番 7 地先内
- 3 供用開始の期日 平成 21 年 2 月 10 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 宮古地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成 21 年 2 月 10 日から同年 3 月 10 日まで